

# 委 任 状

年 月 日

三重県自動車税事務所長 あて

委任者(納税義務者)

住所・所在地

氏名・名称

印

電話番号

下記のとおり自動車税還付金の受領を委任します。

実印を押印してください。  
ただし、領収証書(払込金受領証)原本を添付する場合に限り認印可

還付金の内容(登録番号、車台番号、還付原因は必ず記載してください)

登録番号	標板	英数字	かな	数字	車台番号 (下4桁)	添付書類 (チェック欄)	<input type="checkbox"/> 印鑑証明書(又は写し) <input type="checkbox"/> 領収証書(払込金受領証)
	三・三重・鈴鹿 四日市・伊勢志摩						
※委任者が所有していた時の登録番号を記載してください。							
還付原因	年 月 日 (抹消・重複納付・その他)					税 目	自動車税

添付書類 (右記以外の添付書類は不要)	※い ずれ か※	印鑑証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行後1年以内、写し可。ただし、4月から12月までに提出する場合、1年以内であっても前年発行(12月以前)の印鑑証明書は使用できません。</li> <li>・委任者の押印が実印であること。</li> <li>・重複納付の場合は、印鑑証明書ではなく重複分の領収証書原本が必要です。</li> </ul>
		領収証書原本 (払込金受領証原本)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領収日付印の押印があるもの。納税証明書ではありません。</li> <li>・ペイジーが利用可能な納付書で、ゆうちょ銀行又は郵便局で納付された場合は、払込金受領証が領収証書になります。</li> </ul>
・委任者(納税義務者)の住所・氏名等が転居・婚姻等により変わっている場合は、住所・氏名等のつながりが確認できる書類(住民票、戸籍抄本、商業登記簿謄本等)を添付してください。(写し可)			
提出期限 (必着)	還付原因が1日から15日	同月の22日	・提出期限が休日等の場合はその翌開庁日となります。 ・提出期限を過ぎて提出された場合は、受付できませんので納税義務者に還付されます。
	還付原因が16日から月末	翌月の7日	

受任者(還付金を受領する者)

住所所在地	〒 -		
氏名称	電話番号 - -		
還付金の受領方法  選択 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 下記口座へ振込を希望する		* 口座を変更された場合、今後変更後の口座へ振込となります。
	金融機関	銀行・組合 信用金庫	支店 出張所
	種別	普通(総合口座) 当座	口座名義 (カナ) * 受任者名義に限ります。
	口座番号 (右詰記入)		
<input type="checkbox"/> 申請済口座に還付を希望する		* 前回、口座振込をご利用いただいた口座となります。	
<input type="checkbox"/> 口座振込を希望しない		* 送金通知書を送付しますので、百五銀行窓口での受取となります。(再委任できませんので送金通知書の委任状欄は使用できません。)	

提出先	514-0303 三重県津市雲出長常町字六ノ割1190-1 (三重県自動車会議所会館内) 三重県自動車税事務所 還付担当あて 電話 059-253-8056 ホームページ <a href="https://www.pref.mie.lg.jp/ZIZEI/HP/">https://www.pref.mie.lg.jp/ZIZEI/HP/</a>
-----	--

自動車税事務所使用欄	受 付 印
	<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 40px; margin: auto;"></div>

**【 注意事項 】**

- \* 4月1日以降に名義変更で取得された方は納税義務者ではありません。
- \* 委任者欄を含む各記載欄について、記載・押印漏れが無いようにしてください。  
記載漏れ、記載誤り、押印漏れ等不備があった場合は、返送又は納税義務者に還付することがあります。
- \* 提出後、年度末(3月末)までに還付金が発生しない場合はこの委任状の効力は失われます。  
ただし、3月16日～3月31日までに還付原因が発生した場合で4月7日までに提出されたときは、前年度分として扱います。
- \* この委任状は自動車税事務所へ提出された場合のみ有効です。
- \* 委任状が提出された場合でも、納税義務者(委任者)に未納の徴収金があるときは、地方税法第17条の2第1項等の規定により、当該未納の徴収金に充当等され、委任状の受任者に還付できないことがあります。
- \* 当該委任状は、自己情報の開示請求等により、委任者に開示することができます。